

令和8年度 関西・高知周遊促進事業等委託業務
公募型プロポーザルに関する質疑及び回答

問（１）

仕様書Ⅳの③および⑤の著作権等の取り扱いに関し、条件を付した提案も、仕様書Ⅳの⑤に記載されている『有効な手法の提案』や『使用に関する条件や制限の協議』の範囲として許容されるものか。

答（１）

提案内容全体で判断されます。

問（２）

高知県公式 SNS（Facebook、Instagram）との共同投稿（リール動画等）について、露出効果を高めるために県側のアカウントにて別途 SNS 広告（ブースト）を配信する予定あるか。もし広告を配信する場合、その広告費用も本件の委託料上限（4,000 千円）に含めて見積もる必要があるか。

答（２）

本事業で実施する共同投稿について、別途高知県公式 SNS 側で広告を配信する予定はありません。そのため、広告配信をする場合は、広告費用も本委託料に含めて見積もってください。

問（３）

過去の類似の周遊促進事業において目標としていた PV 数や、あるいは本事業において最低限達成を期待されているリーチ数・送客数等の目安があるか。

答（３）

提案内容に沿って各社で目標を立て、ご提案ください。

問（４）

オンライン審査（Zoom）において「画面共有機能の使用も認めません」とあるが、動画などのコンテンツを審査員にご覧いただきたい場合は、提案書内に URL や二次元コードを記載しておく等の対応となるか。

答（４）

提案書作成要領で定められた制限枚数外に遷移する提案手法は認められません。必要な事項はすべて提案書内にご記載ください。

問（５）

プロモーションの実施時期について、委託期間満了までの間で、県として特に情報を発信したい時期の希望はあるのか。それとも応募者側からの最適なスケジュールの提案に委ねられているのか。

答（５）

ターゲット層等を鑑み適宜ご提案ください。

以上